

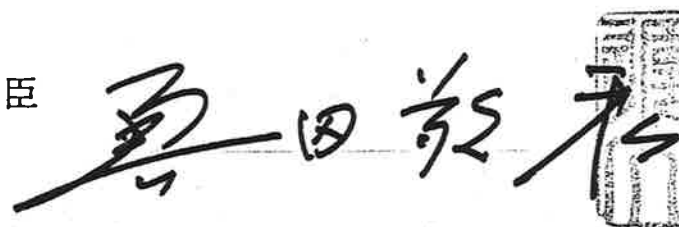
新北九州空港の計画に関する覚書

空 計 第 4 9 号

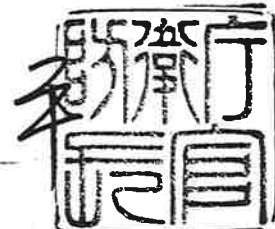
防教教第4747号

平成4年8月7日

運 輸 大 臣




防 衛 庁 長 官

- 1 運輸省と防衛庁は、小月及び築城飛行場との関係において、新北九州空港の計画に関し、協議を続けてきた。この協議において防衛庁は、小月及び築城飛行場の管制圏並びに周辺の訓練空域における自衛隊機の飛行に将来にわたって一切の支障が生じないようにするためには、滑走路は、東西方向に建設すべきであると主張した。

しかし、南北方向の埋立てについて、漁業補償交渉等が実質的に進められてきたという経緯があり、この事実にかんがみ、運輸省と防衛庁は次の条件の下に、苅田沖に南北方向の滑走路を建設することに合意する。

- (1) 新北九州空港に離着陸する航空機は、将来にわたり、小月及び築城飛行場の管制圏並びに周辺の訓練空域において下記(2)以外の飛行を行わないこと。
 - (2) 南北方向の滑走路へのILS進入は、将来にわたり、小月飛行場の飛行場管制業務の運用時間外においてのみ、北側から行うこと。ただし、当該運用時間内においても、運輸省から要請があった場合であって、防衛庁が小月飛行場の運用に支障を来しないと判断した場合はこの限りではない。この場合のILS進入の具体的な実施方法については別途協議して定める。
 - (3) 南北方向の滑走路については、将来にわたり、上記(2)以外の場合は、東側からのVOR周回進入を行うこと。
- 2 加えて運輸省は、将来にわたり、新北九州空港に離着陸する航空機によって小月及び築城飛行場の管制圏並びに周辺の訓練空域における自衛隊機の飛行に支障が生じないよう、防衛庁と協議のうえ、適正な対策を講じていくこととする。